

第11. 知事・大臣許可漁業について

(1) 知事許可漁業

知事許可漁業は、北海道漁業調整規則第5条に掲げる漁業であり、管内全体の知事許可漁業は令和2年12月末現在で1,228件となっています。

管内の代表的な知事許可漁業は、つぶかご漁業、たこ漁業(箱、空釣)等です。

【漁業種類別知事許可漁業件数】

(令和2年12月末現在)

漁業種類		漁業時期	件数
太平洋小型さけます流し網	10ト未満	4/15~7/7	6
	10ト以上		1
小型機船底びき網(手繰第二種)(ししやもこぎ網)		10/1~12/10	44
えびかご		3/1~10/31	48
かにかご	東部(えりも本所~庶野支所)	12/5~2/22	26
	西部(ひだか~冬島支所)	1/15~3/29	37
すけとうだら固定式刺し網	10ト以上	4/1~3/31	10
	10ト未満	4/1~3/31	160
たこ漁業	かご	3/1~10/31	202
	箱・空釣り	4/1~3/31	
あいなめかご		6/15~10/31	153
つぶかご		4/1~3/31	98
めぬけ固定式刺し網		4/1~3/31	44

漁業種類		漁業時期	件数
たら固定式刺し網		10/1~1/31	34
かれい固定式刺し網		10/21~4/30	57
小型機船底びき網(手繰第三種)(ほっきがいけた網)		4/1~3/31	100
小型機船底びき網(手繰第三種)(なまこけた網)		4/1~3/31	67
いか釣り		6/1~12/31	64
潜水器(うに、なまこ、えむし)		4/1~3/31	31
えりも以東太平洋海域におけるさんま漁業	流し網	7/8~9/30	36
	棒受け網(10ト未満)	7/22~11/30	1
	棒受け網(5ト未満)	7/15~11/30	-
さんま棒受け網(林-ツ海域)		8/20~12/25	4
かじき等流し網		1/1~12/31	5
合計			1,228

(2) 大臣許可、届出漁業

大臣許可漁業とは、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第1項であり、届出漁業とは漁業の許可及び取締りに関する省令第77条第1項に定められた漁業であります。

管内全体の大員許可漁業・届出漁業は令和2年12月末現在で33件となっています。

管内の代表的な大臣許可漁業は沖合底びき網漁業です。

【漁業種類別大臣許可、届出漁業件数】

(令和2年12月末現在)

漁業種類		漁業時期	件数
許可	沖合底びき網	4/1~3/31	2
	かつお・まぐろ	4/1~3/31	1
	北太平洋さんま	8/1~12/31	4
	かじき等流し網	1/1~12/31	6
合計			13

漁業種類		漁業時期	件数
届出	沿岸まぐろはえ縄	8/16~8/15	0
	小型するめいか釣り	1/1~12/31	20
合計			20

第12. 遊漁船業について

(1) 遊漁船業の適正化に関する法律について

遊漁船業を営むためには「遊漁船業の適正化に関する法律」に基づき北海道知事の登録を受けなければなりません。

○登録のための主な要件は次のとおりです。

- ・登録拒否要件（法第6条第1項）に該当していないこと。
- ・利用客1人あたり3000万円以上の損害賠償の保険契約等に参加していること。（省令第6条）
- ・遊漁船業務主任者を選任していること（法第12条）

※遊漁船業の登録は、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により効力を失ってしまいます。

○遊漁船業務主任者になるための要件は次のとおりです。

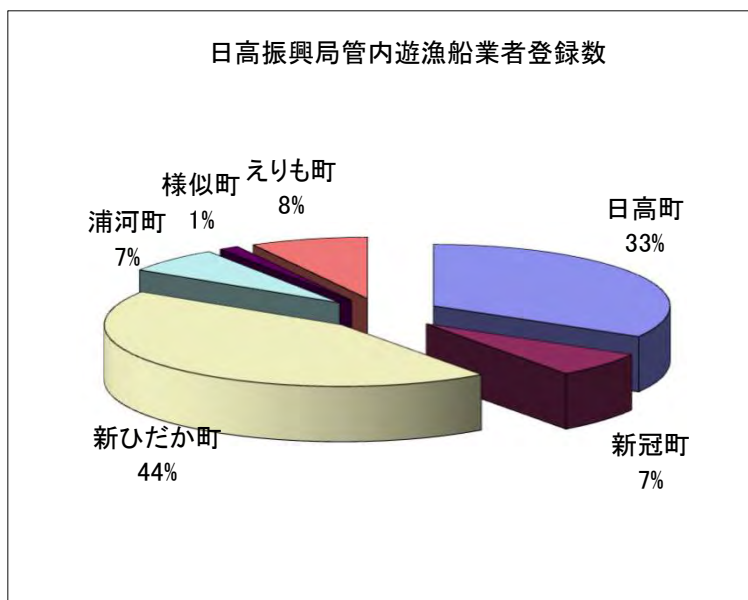
- ・操船資格があること。（省令第10条第1項第1号）
- ・遊漁船業の実務経験を有するか、実務研修を修了していること。（省令第10条第1項第2号）
- ・遊漁船業務主任者講習を修了していること。（省令第10条第1項第3号）

※遊漁船業務主任者講習の修了証明書の有効期間も5年間となっており、期間満了の前に更新の講習を受講しなければなりません。

(2) 遊漁船業者登録数について

日高振興局管内の遊漁船業者登録数は令和2年12月末現在で、75名（法人含む）となっており、そのうち漁業と兼業する登録者は73名となっています。

（単位：名）



日高振興局管内遊漁船業者登録数	
日高町	25
新冠町	5
新ひだか町	33
浦河町	5
様似町	1
えりも町	6
管内計	75

第13. 各種取締・規制について

(1) 内水面及び河口付近におけるさけ・ます等の採捕の禁止

<<内水面におけるさけ・ますの採捕禁止>>

内水面においては、水産資源保護法第25条の規定により「さけ」の採捕が禁止されています。

また、「ます」(さくらます、からふとます、べにます、ぎんます及びますのすけをいう。)については、北海道漁業調整規則第38条の規定により同じく採捕が禁止されています。

<<河口付近におけるさけ・ますの採捕禁止>>

当管内の河川の河口付近においては、「さけ」及び「ます」の採捕の禁止区域、禁止期間を次の表のとおり定めています。(北海道漁業調整規則第42条)

また、各種漁業(小型定置漁業、底建網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、地びき網漁業及び船びき網漁業)については同表の区域、期間における操業を禁止しています。(同規則第43条)

【禁止区域及び禁止期間】

(令和2年3月末現在)

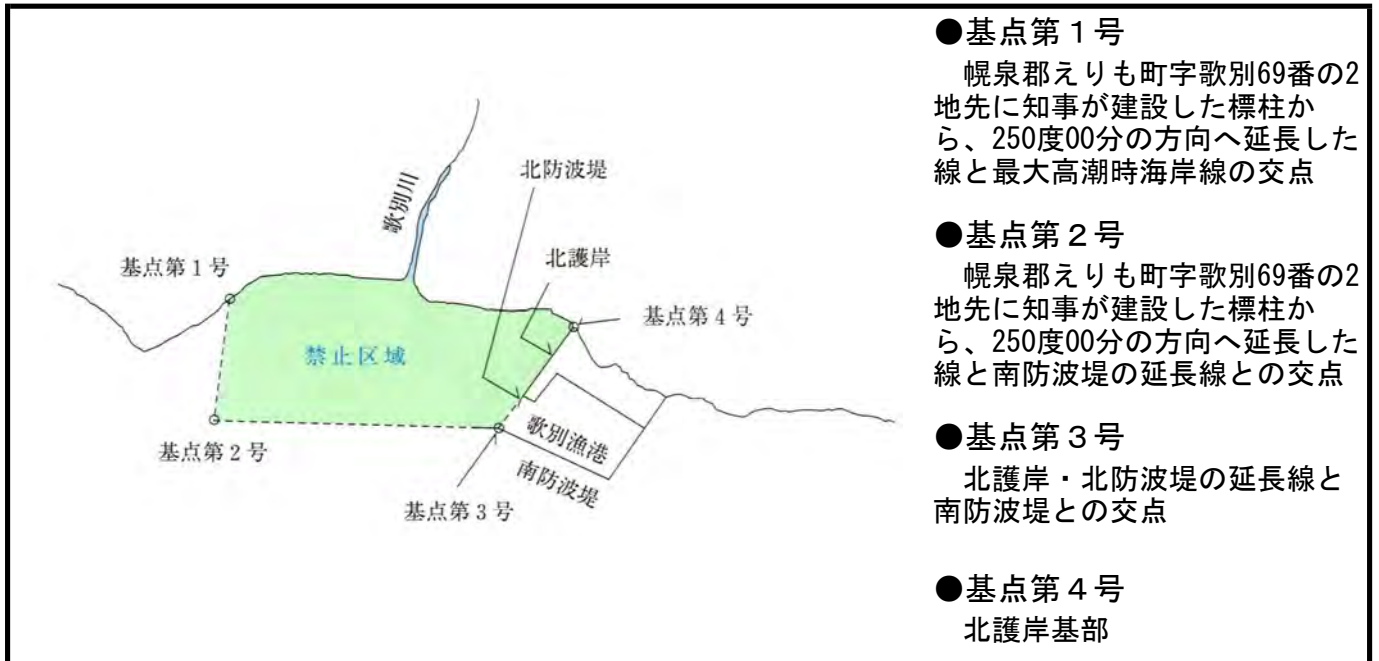
町名	河川名	禁止期間	区域 ※1		備考
			左・右岸(m)	沖合(m)	
日高町	沙流川	5/1~11/30	1,000	1,000	
新冠町	新冠川	9/1~11/30	700	700	
新ひだか町	静内川	5/1~11/30	1,000	1,000	
	三石川	5/1~6/30及び9/1~11/30	500	500	
浦河町	日高幌別川	5/1~11/30	1,000	1,000	
様似町	ニカベツ川	5/1~8/31	300	500	
えりも町	歌別川	5/1~11/30	次頁図のとおり		
	猿留川	5/1~11/30	300	300	

※1 左右岸の規制区域は標柱などで示されております。沖合距離は最大高潮時海岸線からの距離です。

(左岸とは河口から海に向かって左側の海岸です。)

この表で示している左右岸の距離は、一応の目安としてください。

【歌別川さけ・ます採捕禁止区域図】



＜＜やまべ禁漁について＞＞

5月1日から6月30日までの期間は、日高振興局管内すべての河川でやまべの採捕が禁止されています。

注 意

カギ（俗称「ひっかけ」）により、水産生物を採捕することは、北海道漁業調整規則で禁止されています。
違反した場合は同規則により罰せられますので注意して下さい。

※ ひっかけとは、針の形状に係わらず行為者が能動的に生物に漁具をひっかけて採捕する行為をいいます。

(2) 保護水面

当管内では、水産資源の保護培養のため水産資源保護法第15条の規定により3河川が保護水面に指定されています。

保護水面においては、すべての水産動物の採捕が禁止されています。

【保護水面指定状況】

河川名	区 域	禁止期間	保護動物	根拠法令
日高幌別川	幌別川本流西舎橋から上流春別川・シマン川・メナシュベツ川合流点間の本流と、春別川本支流	周年	水産動物	水産資源保護法 第15条
ニカンベツ川	ニカンベツ川本支流			
歌別川	歌別川本支流			

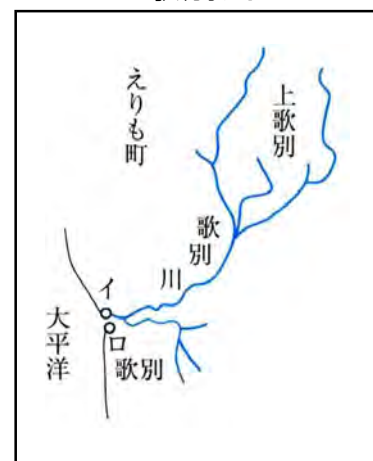
日高幌別川



ニカンベツ川



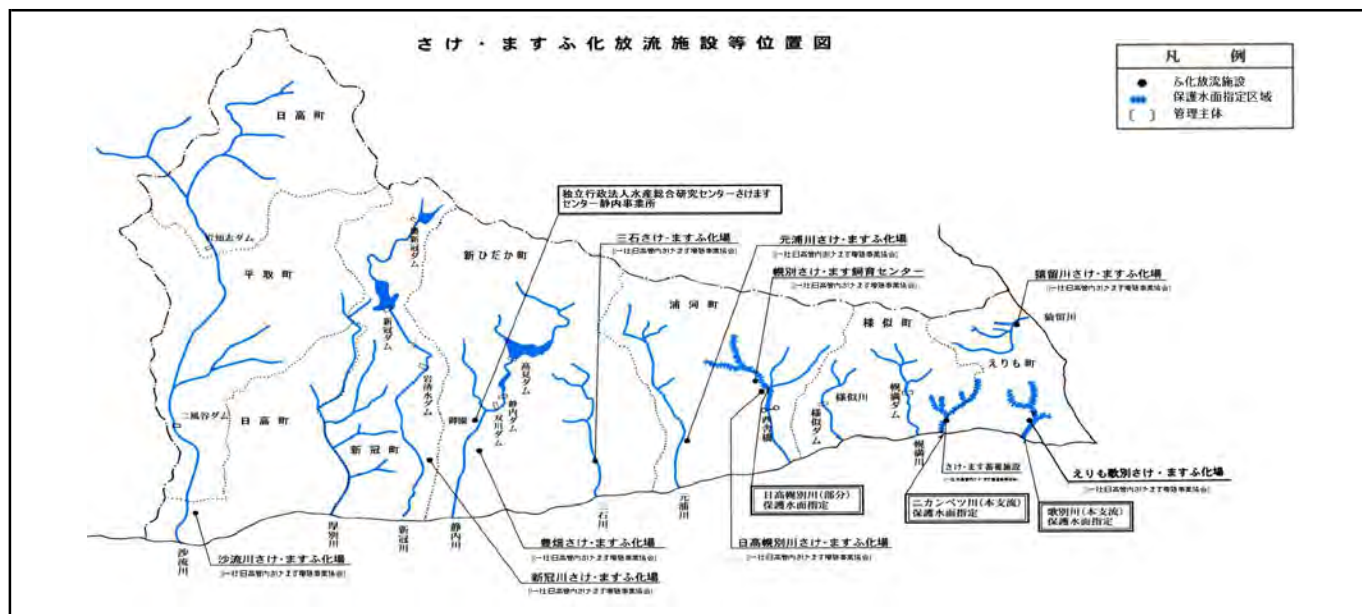
歌別川



第14. さけ・ます増殖事業について

(1) さけ・ます人工ふ化放流施設一覧

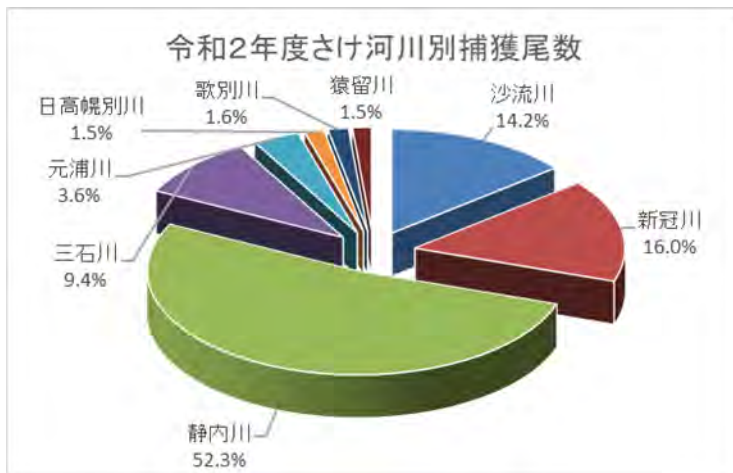
管内の重要水産資源であるさけ・ますについては、国・道及び民間団体の協力体制のもと人工ふ化放流による増殖対策が進められており、増殖事業は現在、下図のとおり13施設が整備されています。しかしながら、未だ不十分な点も多く、今後新規施設、既存施設の充実が望まれているところです。なお、水産資源保護法第15条に基づき、日高幌別川、ニカンベツ川及び歌別川の3河川が保護水面の指定を受け、資源の維持培養が図られています。



(2) 日高振興局管内さけ・ます増殖事業実績

令和2年度の日高振興局管内のさけ親魚捕獲及び採卵数は103,810尾、89,221千粒となりました。これは前年に比べ親魚確保数で30,136尾の減、採卵数で13,123千粒の増となっており、平成23年度から過去10ヶ年の結果と比べ捕獲数で6位、採卵数で1位となっています。

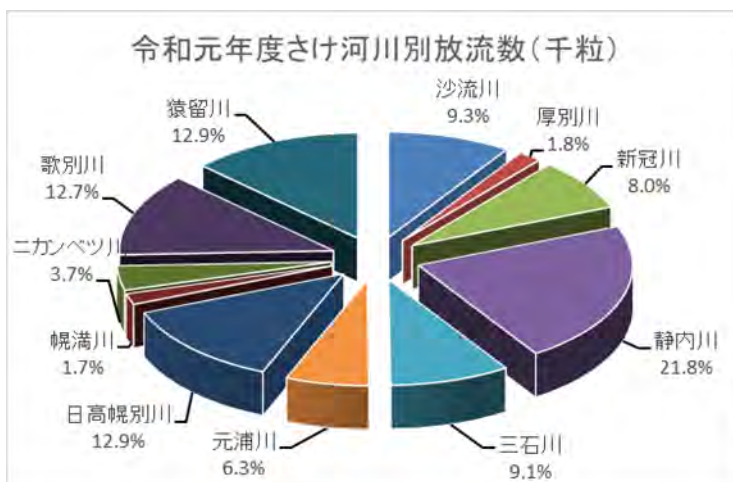
(単位：尾)



令和2年度さけ河川別捕獲尾数	
沙流川	14,727
新冠川	16,591
静内川	54,269
三石川	9,788
元浦川	3,720
日高幌別川	1,558
歌別川	1,631
猿留川	1,526
管内計	103,810

- 注) 1 放流時期は翌年の春
2 元浦川、ニカンベツ川は補完河川

(単位：千粒)



令和元年度さけ河川別放流数	
沙流川	5,253
厚別川	1,000
新冠川	4,507
静内川	12,332
三石川	5,126
元浦川	3,562
日高幌別川	7,277
様似川	940
ニカンベツ川	2,111
歌別川	7,193
猿留川	7,303
管内計	56,604

○資料～独立行政法人水産総合研究センターさけますセンター
日高管内さけます増殖事業協会

第15. 水産技術普及指導について

水産技術普及指導所は、漁業者が取り組む資源管理・増殖に関する知識や技術の普及・指導、後継者育成など総合的な普及活動を行っています。

【所在地】日高地区水産技術普及指導所 〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
(担当区；日高町～えりも町)

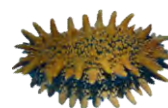
電話 (0146) 22-9327
FAX (0146) 22-9330

静内支所 〒056-0005 新ひだか町静内こうせい町2丁目2-10
(担当区；日高町～新ひだか町)

電話 (0146) 42-2055
FAX (0146) 42-2055

(1) 令和2年度普及活動実績

区分	課題	普及対象
魚類の増殖・栽培・資源管理	サケ・マス増殖指導	ひだか漁協全組合員、日高中央漁協
	マツカワ栽培指導	日高管内栽培漁業推進協議会
	シシヤモ資源管理指導	ひだか漁協ししやも着業者、えりも漁協庶野支所ししやも部会
	スケトウダラ資源管理指導	日高中央漁協定置部会・底曳部会・漁船部会・すけそ刺網部会
種苗生産	マナマコ種苗生産・放流指導	日高中央漁協荻伏支所・本所・様似支所なまこ部会、えりも漁協冬島支所・本所なまこ部会
水産動物の増殖・資源管理	エゾバフンニ増殖指導	ひだか漁協にに漁業着業者
	マナマコ資源管理指導	ひだか漁協なまこ着業者、日高中央漁協荻伏支所・様似支所なまこ部会、えりも漁協冬島支所・本所なまこ部会
	稚ダコ保護・育成礁効果調査指導	ひだか漁協新冠支所たこ漁業着業者
	タコ増殖指導	日高中央漁協荻伏支所・本所タコ部会
	ケガニ資源管理指導	各漁協毛がに部会(ひだか、日高中央、えりも)
貝類の資源管理	ホッキガイ資源管理指導	ひだか漁協門別支所各北寄部会・新冠ほっき部会・本所ほっき着業者、日高中央漁協着業者・様似支所ほっき部会、えりも漁協冬島支所ほっき部会・本所えりも岬ほっき部会・庶野支所ほっき部会
	エソボラ資源管理指導	日高中央漁協様似支所つづが部会・小型カレイ刺網部会、えりも漁協本所つづがご部会・沖合部会・小型機船部会・庶野支所つづがご部会・沖合部会
藻類の増殖	コンブ増殖指導	ひだか漁協門別支所コンブ着業者・新冠支所こんぶ部会・本所海藻組合・三石支所昆布組合、日高中央漁協荻伏支所昆布組合・本所昆布会・様似支所昆布組合、えりも漁協実行組合冬島支所・本所・庶野支所
	フノリ増殖指導	えりも漁協東洋実行組合・庶野実行組合
漁業経営・流通	沿岸漁業改善資金利用指導	ひだか漁協・日高中央漁協・えりも漁協組合全組合員
担い手育成	浜の担い手育成指導	各漁協青年部員、各漁協女性部員、指導漁業士、女性漁業士、青年漁業士
漁場環境・保全	沿岸環境調査指導	ひだか漁協・日高中央漁協・えりも漁協組合全組合員
情報関連	情報関連調査指導	



フノリ増殖指導（着生試験）



浜の担い手育成指導（青年部出前授業）

第16. 委員会指示等について

★海区漁業調整委員会とは??

海区漁業調整委員会は、漁業法に基づいて設置され、漁業調整を図ることで水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展を図ることを役割としています。

(1) 日高海区漁業調整委員会が発動した委員会指示

★委員会指示とは??

水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権・入漁権の行使を適切にし、漁場紛争の防止及び解決を図る等「漁業調整」のために、関係者に対し必要な指示をするものです。（参考文献：「水協法・漁業法の解説」 漁協組織研究会編著）

令和2年度に発動した委員会指示：まつかわの採捕制限に係る委員会指示

指示期間	令和2年8月8日～令和3年8月7日
指示海域	広尾町とえりも町の境界線と最大高潮時海岸線との交点から106度30分の線以西の日高振興局管内沖合海域
委員会指示の内容	全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない
備考	独立行政法人、大学またはこれらの機関から委託を受けたものが試験研究のために採捕する場合はこの限りではない

(2) 日高海区漁業調整委員会が行っている調査等

1 さけ定置漁業の漁獲実績の把握

当管内におけるさけの漁獲状況を把握することにより、さけ資源の利用・調整に役立てています。

●令和2年度日高管内秋さけ定置漁業による漁獲重量（単位：kg）

えりも漁協		日高中央漁協		ひだか漁協	
庶野	337,859	様似	338,012	三石	288,443
えりも	642,310	浦河	343,881	静内	425,067
冬島	248,239	荻伏	332,558	新冠	191,935
				門別	107,695

第17. その他(水産業関連取組事例)

(1) 日高管内漁業士会の活動

地域漁業の振興にあたり、将来的に漁村地域の中核となり得る青年漁業者、また、漁村青少年の育成などに指導的な役割を果たしている全道の各漁業者に対して、北海道知事より「北海道漁業士」としての称号を付与しています。現在、日高管内には16名の漁業士がおり、日高管内漁業士会として、地域の活性化、漁業の振興を目的に活動を行っています。

令和元年度までは札幌市内北海道農業近代化技術研究センターで「日高産水産物の直売会～日高の浜から届け隊～」を開催し、管内水産物や加工品のPR販売を行ったり、日高地区漁協青年部連絡協議会・日高地区女性部連絡協議会との交流大会を実施したりしておりましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、各種イベントが中止となるなど漁業士会として満足の良い活動はできませんでした。

しかし、感染症の一日も早い終息を願いながら、終息後にイベントや交流会を実施できるように漁業士一同、これからも研鑽に努め地域を盛り上げていけるように取り組んで参ります。

※ 令和元年度開催のイベント「日高産水産物の直売会～日高の浜から届け隊～」



※ 令和元年度開催新「日高地区漁協青年部連絡協議会・日高地区女性部連絡協議会との交流大会交流会」の様子



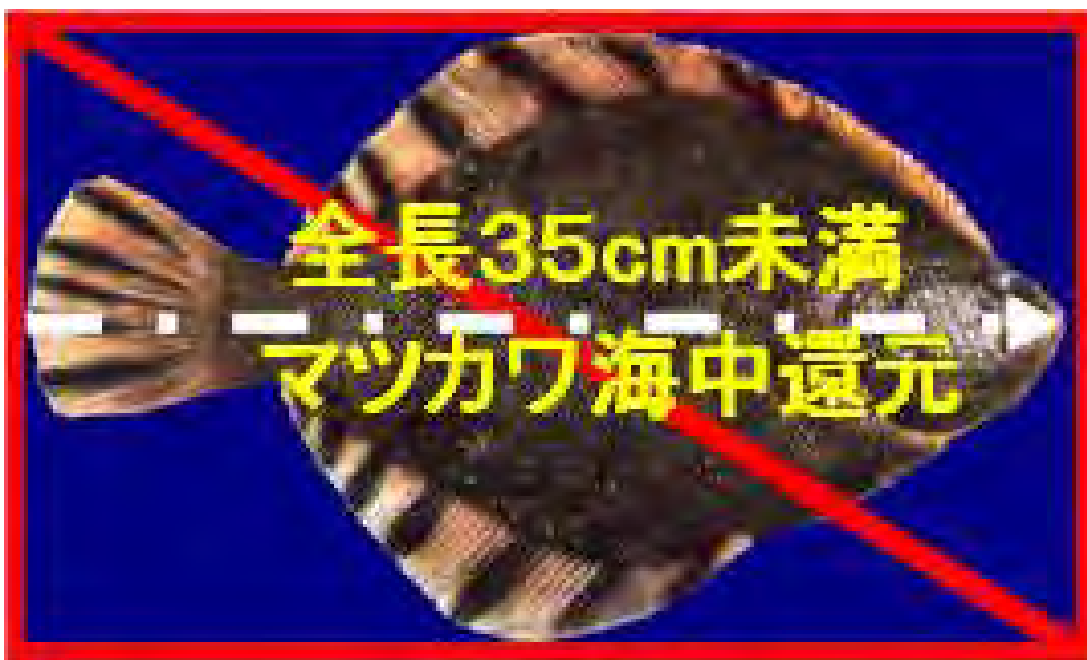
(2) 王鰈(マツカワ)

当管内では、平成5年から試験的に種苗放流が開始され、放流数の増加に伴って漁獲も右肩上がりとなっています。

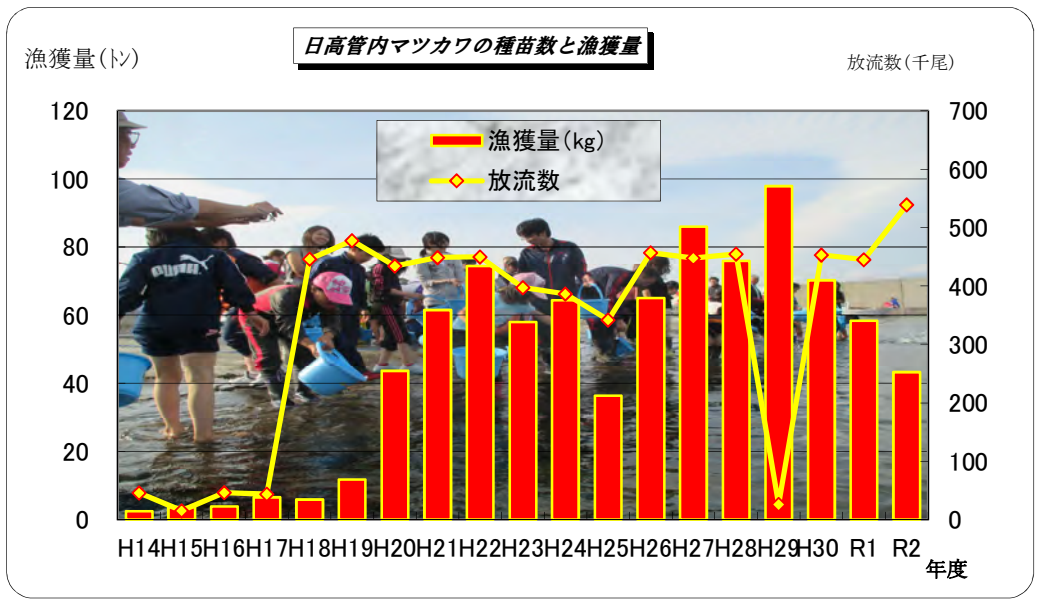
平成18年には北海道栽培漁業拠点センター（伊達市、えりも町）の供用が開始され、えりも町から函館市南茅部までのえりも以西太平洋海域では135万尾の種苗放流を行い、150tの資源造成を図る計画となっており、うち当管内各地より53.9万尾（令和2年度実績・標識及びイベント含む）が放流されました。

《マツカワ資源管理》

マツカワの資源造成を図る上で、放流後のマツカワ稚魚を適切に保護・管理・育成するため、函館市からえりも以西の太平洋海域において、「全長35cm未満のマツカワの海中還元」を主な内容とした海区漁業調整委員会指示が発動され、漁業者はもとより遊漁者も対象とした資源造成に取り組んでいます。



全長35cm未満のマツカワを採捕した時は、速やかに海中へ戻して下さい。



(3) 新型コロナウイルスが水産業に与えた影響とその対策

外食産業における消費の減退や流通機能の停滞などにより魚価安が発生し、漁業者や漁協の経営状況が悪化したほか、国内外の移動の制限に伴って漁船漁業の乗組員の人手不足が発生するなどの影響がありました。

そこで、水産業応援企画として、職員の家庭での魚食普及及び漁協の販売拡大を目的に、振興局職員向けの斡旋販売を行う「おさかな単身パック」を実施しました。

その他、振興局長の試食の様子を振興局ホームページやSNSで発信し、管内海産物をPRするなど、消費拡大、知名度の向上を図りました。

※ 「おさかな単身パック」チラシ



※ 振興局長の試食の様子 (左: クロソイ、右: 真ツブ)



第18. 各種名簿について

(1) 日高海区漁業調整委員会委員名簿(第21期)

(R2. 4. 1現在)

選任区分	氏名	備考	
公選委員	三上 徹	会長 漁業(日高定置漁業者組合組合長)	
	大澤 晃弘	副会長 漁業	
	神田 勉	職務代理者 漁業(えりも漁協組合長)	
	駿河 秀雄	漁業	
	桑折 英俊	漁業	
	梶川 徹	漁業	
	逢山 義幸	漁業(日高中央漁協理事)	
	浦川 聡	漁業(日高中央漁協副組合長)	
	佐藤 勝	漁業(えりも漁協理事)	
知事選任委員	学識 経験	住野谷 張貴	えりも漁協専務理事
		中村 敬	ひだか漁協専務理事
		小松 伸美	日高中央漁協専務理事
	公益 代表	坂本 好則	漁業(えりも漁協副組合長)
		中村 修二	前新冠町副町長
		佐藤 則男	前日高町副町長(本庁担当)

※任期は平成28年8月8日～平成32年8月7日まで

(2) 漁協青年部名簿

(R2. 4. 1現在)

組織名	部長名	部員数	備考
ひだか漁協青年部	右近 鉄也(門別)	18	会長(連絡協議会)
〃	関口 隆(新冠)	10	
〃	外館晃一郎(静内)	23	
〃	池田 大輔(三石)	9	
日高中央漁協青年部	休 部	-	(東栄)
	土谷 進(荻伏)	14	
〃	富田 貴憲(浦河)	19	副会長(連絡協議会)
〃	菊地 竜彦(様似)	10	
えりも漁協青年部	坂本 雅彦(冬島)	12	
〃	田村 雄毅(近笛)	16	
〃	大山 健太(本町)	14	
〃	吉田 祐一(東洋)	14	
〃	山形 慎之佑(えりも岬)	11	
〃	金沢 圭介(庶野)	5	
〃	本保 輝穂(目黒)	9	
日高地区漁協青年部連絡協議会(R2. 4. 1～R3. 3. 31)			協議会会員数 184人

(3) 漁協女性部名簿

(R2. 4. 1現在)

組織名	部長名	部員数	備考
ひだか漁協女性部	関口 あき(門別本町)	5	
〃	星野 重子(門別厚賀)	16	
〃	高野 恵里子(三石)	50	
〃	休 部	-	(門別富浜・新冠・静内)
日高中央漁協女性部	若槻 恵美子(荻伏)	26	副会長(連絡協議会)
〃	高城 誓子(浦河)	75	副会長(連絡協議会)
〃	古海 光枝(様似)	95	
えりも漁協女性部	坂本 いづみ(冬島)	99	副会長(連絡協議会)
〃	神林 邦仁子(近笛)	62	監事(連絡協議会)
〃	川村 眞佐子(本町)	38	
〃	川崎 尚子(えりも岬)	44	会長(連絡協議会)
〃	長内 里加(庶野)	22	
〃	休 部	-	(目黒)
日高地区漁協女性部連絡協議会(H31. 4. 1~R3. 3. 31)			協議会会員数 532人

(4) 日高管内漁業士会名簿

(R2. 4. 1現在)

所属漁協	地区	認定年度	種類	氏名	役職名
ひだか 漁協	門 別	平成 18 年	指 導	武井 一美	
		平成 23 年	指 導	金子 年明	
	新冠	平成 24 年	青年	関口 隆	監 事
		静 内	平成 16 年	指 導	外館 守
	平成 29 年		指 導	山下 和男	監 事
	三 石	平成 22 年	青年	石井 善彦	
平成 27 年		指 導	中村 一憲		
日高中央 漁協	荻 伏	平成 15 年	指 導	岩間 俊幸	
	浦 河	平成 21 年	指 導	高桑 金吾	副 会 長
		平成 26 年	指 導	日田 隆	
	様似	平成 21 年	指 導	古海 光枝	
平成 22 年		青年	住岡 圭一郎		
えりも 漁協	冬島	平成 28 年	指 導	伊藤 栄	事務局長
	えりも	平成 17 年	指 導	川崎 尚子	副 会 長
		平成 21 年	指 導	根井 博文	会 長
	庶野	平成 26 年	指 導	工藤 昌一	